

## 保育料における寡婦（夫）のみなし適用について

### （１）区の対応

未婚のひとり親の方は、婚姻を前提とする寡婦（夫）と同様の立場にありながら、地方税法上の寡婦（夫）控除等は適用されていません。

世田谷区では、平成 26 年 7 月から、婚姻を前提とする寡婦（夫）と比較して不利益な取扱いが生じないように、保育料の減額または免除を行ってきたところですが、平成 30 年 9 月から、国の政策を踏まえ、保育料の階層区分を決定する際に用いる「所得割課税額」の計算において、未婚のひとり親について地方税法上の寡婦（夫）とみなして算定を行います。

婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていない方

### （２）適用対象者

未婚のひとり親（婚姻によらないで母または父となった方で、現に婚姻（事実婚を含む。）をしていない方）

### （３）申請方法

寡婦（夫）のみなし適用には申請が必要です。「保育料における寡婦（夫）のみなし適用申請書」を記入し、申請者の戸籍全部事項証明書を添付書類として併せてご提出ください。

添付書類の提出がない場合、寡婦（夫）のみなし適用はできませんのでご注意ください。

戸籍全部事項証明書の取得方法	
本籍が世田谷区にある方	寡婦（夫）のみなし適用の申請用に戸籍全部事項証明書を取得する場合は、 <u>申請書へ使いみちを記載することにより手数料が免除になります。</u> 【申請方法】 「 <u>戸籍の証明書・身分証明書等の申請書</u> 」の使いみちを記載する欄に、 <u>保育料における寡婦（夫）のみなし適用の申請に使用する旨、申請窓口</u> を記載して申請してください。 〔記載例〕 保育料における寡婦（夫）のみなし適用の申請に使用するため、子ども家庭支援センター窓口（入園担当）に提出する。
本籍が世田谷区にない方	本籍地の市区町村により手数料の取り扱いが異なりますので、詳細は本籍地の市区町村にお問い合わせください。

### （４）適用内容

適用された場合、地方税法上の寡婦（夫）とみなして、保育料の決定にかかる所得割課税額の算定を行います。具体的には以下のとおりです。

前年中の合計所得金額が 1 2 5 万円以下の場合、非課税扱いになります。

下表の寡婦（夫）控除<sup>1</sup>をみなし適用し、控除後の金額により所得割課税額を算定します。なお、算定の結果、保育料が減額とならない場合もありますのでご了承ください。

みなし適用される控除	適用条件	控除額
寡婦控除	・扶養する親族 <sup>2</sup> または生計を一にする子 <sup>3</sup> がいる母	2 6 万円
特別寡婦控除	・合計所得金額が 5 0 0 万円以下の母で、扶養する親族である子 <sup>2</sup> がいる方	3 0 万円
寡夫控除	・合計所得金額が 5 0 0 万円以下の父で、生計を一にする子 <sup>3</sup> がいる方	2 6 万円

1 配偶者と離別・死別した納税者に対し適用される所得控除制度

- 2 合計所得額が 38 万円以下で、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方（16 歳未満の方を含む）
- 3 総所得金額等が 38 万円以下で、他の納税者の控除対象配偶者や扶養親族になっていない方（16 歳未満の方を含む）

#### （ 5 ） 適用時期

原則：申請日の翌月からとなります。

例外：以下の場合、それぞれの月から適用になります。

- ・その月の 1 日の申請は、その月から適用します。
- ・1 日が土曜、日曜、祝日の場合、翌開庁日に受け付けた申請は、その月から適用します。
- ・4 月または 9 月は、別に定める日までに受け付けた申請を、その月から適用します。

#### 【発行元】

世田谷区保育担当部

保育認定・調整課入園担当

電話 03 - 5432 - 1200

FAX 03 - 5432 - 1506